

学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準

向陽高等学校

下記の感染症に罹患した場合は、学校保健安全法の規定により出席停止となります。
治癒し登校の際には、主治医に下記の証明書を記入していただき、学校へ提出してください。
※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症のみ、主治医による証明書は不要です。
別紙【インフルエンザの対応について】【新型コロナウイルス回復届】をご参照ください。

感染症の種類		出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ軽快した後1日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、※その他の感染症	※その他の感染症（感染性胃腸炎、溶連菌、マイコプラズマ、ヘルパンギーナ、手足口病等）は学校で通常見られないような流行がおこった場合に学校長が緊急的に出席停止措置をとることができる疾患であり、必ず出席停止となるわけではありません。

沖縄県立向陽高等学校長殿

治癒証明書（インフルエンザ・新型コロナウイルス以外の感染症）

生徒氏名 _____ 年 組 番 氏名 _____

感染症名 _____

出席停止期間 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ～ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

上記の生徒の疾病は治癒しており、他に感染のおそれがなく登校してもよいことを証明します。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

医師又は医療機関名 _____ 印

新型コロナウイルス感染症回復届

年 組 番 氏名 部活動 ()

下記の通り、新型コロナウイルス感染症に感染したと診断されました。

- 症状が出た日 : 令和 年 月 日 ()
- 本人の症状 : ・発熱 (°C) ・味覚、臭覚異常 ・関節、筋肉痛
・咽頭痛 ・頭痛 ・咳 ・呼吸困難 ・倦怠感 ・無症状
- 検査日 : 令和 年 月 日 ()
医療機関名 () 又は 自宅で検査 (抗原検査キット等)
- 陽性確定日 : 令和 年 月 日 ()
- 経過 :

体温測定日		体温 (起床後)	呼吸器症状 (咳・息苦しさ等)
発症日 = 0 日目	月 日 ()		あり ・ なし
1 日目	月 日 ()		あり ・ なし
2 日目	月 日 ()		あり ・ なし
3 日目	月 日 ()		あり ・ なし
4 日目	月 日 ()		あり ・ なし
5 日目	月 日 ()		あり ・ なし
6 日目	月 日 ()		あり ・ なし
7 日目	月 日 ()		あり ・ なし

新型コロナウイルス感染症出席停止期間
「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※最短の登校可能日は、発症から 6 日目となります。

※「症状が軽快」とは、**解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること**を指す。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、**検体を採取した日から 5 日を経過するまで**を基準とする。

※出席停止解除後、**発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨**します。

上記の通り、発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快後 1 日を経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いいたします。

令和 年 月 日

保護者氏名 印